

- ・車両への積み込みは市職員立ち合いのもとを行うこと。
- ・収集運搬車両には本業務の排出物以外のものを混載しないこと。
- ・処理に従事する職員であることを明確にするための清潔な服装と、本人を確認する名札を着用させること。
- ・処理に従事する職員が安全に作業を行えるよう環境を整備するとともに、健康管理に十分留意すること。

5 提出書類について

次の書類を提出すること。

- ・「産業廃棄物収集運搬業許可証」
- ・「産業廃棄物処分業許可証」
- ・「廃棄物再生事業者登録証明書」

6 その他

この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者と受注者とで協議して決定する。

